住宅用家屋証明申請書

※いずれか該当するものをO印で囲んでください

(イ) 第41条 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外 新築されたもの 建築後使用されたことのないもの (b) 租税特別措置法施行令 特定認定長期優良住宅 新築されたもの (c) (d) 建築後使用されたことのないもの 認定低炭素住宅 新築されたもの (e) (f) 建築後使用されたことのないもの (ロ)第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた 家屋で宅地建物取引業者から取得したもの (b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

年 月 日申請

射水市長 あて

住	所
F	 夕
	石
個 人 番	号

	所 在 地	射水市				
	建築年月日	年	月	日		
	取得年月日 ((b)、(d)、(f)、(ロの場合記入)	年	月	日	※所有権移転の日を記載	
	取 得 原 因 (移転登記の場合記入)	1 売買	2	競落		
家屋	申請者の居住	1 入居済	2	入居予定		
3.7	床面積	m [*]				
	構造	造				
	区分建物の耐火性能	1 耐火又は準耐火	2	低層集合住宅		
	工事費用の総額					円
	売買価格					一
	((ロ)の(a)の場合記入)					1 1

	第41条 (新築) …上記(イ) - (a)、(c)、(e)	第41条 (未使用取得) …上記(イ) - (b)、(d)、(f)	第42条第1項 (中古) …上記(ロ)-(a)	第42条第1項 (中古) ···上記(ロ)-(b)	
要件及び必要書類	【要件】	【要件】	【要件】	【要件】	
	口自己の居住の用に供する家屋であること	□取得原因が「売買」または「競落」であること	口自己の居住の用に供する家屋で床面積50㎡以上あること	□取得原因が「売買」または「競落」であること	
	(併住の場合床面積の90%を超える部分が	□取得後1年以内に登記。その他の要件は	(併住の場合床面積の90%を超える部分が住宅であること)	口登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降	
	住宅であること)	「第41条新築」と同じ	□登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降であること	であること(昭和56年12月31日以前の場合は	
	口床面積50㎡以上	【必要書類】	(昭和56年12月31日以前の場合は耐震基準に適合する	耐震基準に適合するものであること)	
	□新築後1年以内に登記	口次のいずれかの書類	ものであること)	□取得後1年以内に登記。その他の要件は	
	【必要書類】	「登記事項証明書」	□宅地建物取引業者から取得し、建築後10年以上の家屋であること	「第41条新築」と同じ	
	□次のいずれかの書類	・「登記済証」	□宅地建物取引業者が取得してから再販売まで2年以内であること	【必要書類】	
	· 「登記事項証明書」	・「登記完了書」(電子申請により所在地、	口建物価格に占めるリフォーム工事の総額が2割以上であること	□「登記事項証明書」	
	・「登記済証」	建築年月日、用途及び床面積が確認できるもの)	(リフォーム工事の総額が300万円を超える場合は300万円)	口「売買契約書」、	
	・「登記完了書」(電子申請により所在地、	・「建築確認済証」及び「検査済証」	□第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋	(競落の場合) 「代金納付期限通知書」	
	建築年月日、用途及び床面積が確認	口「売買契約書」、(競落の場合)「代金納付期限通知書」	であること (増改築等工事証明書の添付で確認)	□「住民票」 (共有名義の場合は共有者全て)	
	できるもの)	□「未使用証明書」	【必要書類】	□「耐震基準適合証明書」(登記簿上の建築	
	・「建築確認済証」及び「検査済証」	(建築後使用されたことのない旨の証明)	□「登記事項証明書」	日付が昭和56年12月31日以前の場合のみ)	
	□「住民票」(共有名義の場合は共有者全て) (直前の所有者、売買代理店、宅地建物取引業者等の証明)		口「売買契約書」		
	口「未入居申立書」(入居予定の場合のみ)	□「住民票」(共有名義の場合は共有者全て)	□「住民票」 (共有名義の場合は共有者全て)		
		口「未入居申立書」(入居予定の場合のみ)	□「耐震基準適合証明書」		
			(登記簿上の建築日付が昭和56年12月31日以前の場合のみ)		
			□「建築確認済証」及び「検査済証」		
			□「増改築等工事証明書」(第7号工事費用が50万円を超える		
	●「特定認定長期優良住宅」の場合	「認定低炭素住宅」の場合	場合は既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されて		
	口「認定申請書の副本」及び「認定通知書の写	し」 口「認定申請書の副本」及び「認定通知書の写し」	いることを証する書類も添付)		
	●「抵当権設定登記」の場合				
	□「金銭消費賃貸契約書」など				